

(様式5)スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

最終更新日：令和7年10月31日

一般社団法人日本eスポーツ協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

参考URL: <https://jesu.or.jp/wp-content/themes/jesu/contents/pdf/terms/governancecode2025.pdf>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	・ 中長期の組織運営方針について理事および委員会にて意見交換を重ね、第80回理事会（2024年10月21日）にて「日本eスポーツ連合中期計画（ビジョン2026）」を決定した。 ・ 2025年4月のHPの改修時に公開した。	・ 日本eスポーツ連合中期基本計画（ビジョン2026） ・ 第80回日本eスポーツ連合理事会議事録
2	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	・ 中長期の組織運営方針について議論する過程にて、組織運営の強化を目的に人材の採用及び育成に関して理事および委員会にて意見交換を重ね、第80回理事会（2024年10月21日）にて「日本eスポーツ連合中期基本計画（ビジョン2026）」を決定した。 ・ 2025年4月のHPの改修時に公開した。	・ 日本eスポーツ連合中期基本計画（ビジョン2026） ・ 第80回日本eスポーツ連合理事会議事録
3	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	・ 中長期の組織運営方針について議論する過程にて、財務の健全性確保について理事および委員会にて意見交換を重ね、第80回理事会（2024年10月21日）にて「日本eスポーツ連合中期基本計画（2026）」を決定した。 ・ 2025年4月のHPの改修時に公開した。	・ 日本eスポーツ連合中期基本計画（ビジョン2026） ・ 第80回日本eスポーツ連合理事会議事録
4	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	・ 外部理事の割合は77.8%、女性理事の割合は11.1%（2024年10月時点）。 ・ 外部理事の目標割合25%、女性理事の目標割合40%を中期的に達成することを理事会で確認している。 ・ 役員候補者選考委員会を25年11月に設置予定、2027年6月の理事選任に向け議論を進める。	・ 第80回日本eスポーツ連合理事会議事録
5	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	・ 当団体は評議員を設置していない。	

(様式5)スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
6	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	・ 第80回理事会（2024年10月21日）にてアスリート委員会規程が承認可決された。 ・ 種目のバランスや今後想定される取り扱い事項を踏まえ、アスリートを含めた構成としている。 ・ 対象となるアスリート区分を整備する必要があることを理事会で議論された、アスリートの登録制度を検討するものとし議論した。	・ アスリート委員会規程
7	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	・ 定款において、役員の配置を、理事5名以上15名以内、監事1名以上2名以内としているところ、現在理事は9名、監事は1名を配置しており、適正な規模をもって運用しており実効性を確保している。	・ 役員名簿
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	・ 理事の就任時の年齢制限について規程するために今期中（2026年3月末まで）に「役員選任に関する規程」や「職務権限規程」等を整備するよう理事会で議論し策定する。	
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上	・ 役員の再任回数の上限について規程するために2026年3月までに「役員選任に関する規程」や「職務権限規程」等を整備するよう理事会で議論し策定する。 【例外措置または小規模団体配慮措置】	
10	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	・ 役員候補者選考委員会を設置することについて第80回理事会（2024年10月24日）で議論し、理事会や委員会、有識者と議論を重ね2025年11月に設置する予定。	・ 第80回日本eスポーツ連合理事会議事録
11	〔原則3〕組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備している。	・ 倫理規定 ・ 処分規程 ・ 就業規程

(様式5)スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
12	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規程 を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一 般的な規程を整備しているか	法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備している。	・定款 ・会員規約 ・地方支部規約 ・経理規程 ・職務権限規程 ・委員会規程 ・処分規程 ・利益相反ポリシー ・倫理規定 ・グローバル・イベント・ コンプライアンス・ポリ シー
13	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規程 を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備し ているか	法人の業務に関する規程を整備している。	・定款 ・個人情報保護規程 ・公認タイトル規約 ・公認大会規約 ・公認プロライセンス規約 ・公認タイトル規約 ・公認国際大会規約 ・後援名義使用規約 ・グローバル・イベント・ コンプライアンス・ポリ シー
14	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規程 を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規 程を整備しているか	法人の役職員の報酬等に関する規程を整備している。	定款、常勤役員報酬規程、 出張旅費規程

(様式5)スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
15	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規程 を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備し ているか	法人の財産に関する規程を整備している。	定款、経理規程
16	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規程 を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を 整備しているか	財政的基盤を整えるための規程を整備している。	定款、会員規約
17	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な 選考に関する規程その他選手の権利 保護に関する規程を整備すること	・ e スポーツ競技は様々な種目（タイトル）で構成されており、大会で採用される種目が常に異なること、種目ごと大会ごとに競技規則が異なること、種目ごと日頃の競技活動が様々であること、さらに e スポーツがアジア競技大会などトラディショナルスポーツの国際総合競技大会で扱われるようになってまだ歴史が浅いことから、統一的な代表選手選考に関する規程化について議論をしていく。 ・ 大会ごとに種目が定まることから代表選手選考基準は、種目の競技規則や競技活動を元に有識者の意見を集め、公平かつ合理的であることの観点で定め、都度公表している。 ・ 大会ごとの代表選手選考基準は規定化された以下のプロセスで行っており、アジア大会選考プロセスを経て見直しを行う。 1. 採用種目の競技活動状況や選手について、ゲームメーカー、大会関係者、コミュニティ関係者等の有識者と協議を行い、公平かつ合理的な選考基準案と選考プロセスを策定する。 2. 理事会および委員会にて選考基準と選考プロセスについて議論を行う。 3. 選考基準を公開し選考を行う。	・ 第19回アジア競技大会代表選手選考基準
18	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選 考に関する規程を整備すること	・ e スポーツ競技は様々な種目（タイトル）で構成されており、大会で採用される種目が常に異なること、種目ごと大会ごとに競技規則が異なること、さらに e スポーツ競技は基本的にコンピュータプログラムによって勝敗が判断されることから、競技において審判することは競技進行上の不測の事態が対象となり、大会ごと種目ごとそれぞれの有識者によって対処されている。 ・ アジア競技大会等国際大会の実施や役員の派遣をもって e スポーツ競技における審判員の在り方を議論していく。	

(様式5)スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
19	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護 士への相談ルートを確保するなど、 専門家に日常的に相談や問い合わせ をできる体制を確保すること	・ 法律相談および法務対応について、外部の弁護士事務所と顧問契約を締結し、業務において常に相談できる体制を整えている。 ・ 財務会計においては税理士事務所と顧問契約を締結し、定期的な財務・税務等の監査・助言を受けるとともに、業務において常に相談できる体制を整えている。 ・ 役職員に法律業務に携わっているものがおり、業務に活かしている。	・ 顧問契約一覧
20	〔原則4〕 コンプライア ンス委員会を設置すべき である。	(1) コンプライアンス委員会を設 置し運営すること	・ コンプライアンス委員会を設置し、定期的に委員会を開催している。 ・ コンプライアンス委員会がその機能を十分に発揮できるよう役割や権限事項を検討していく。コンプライアンス強化にかかる方針や計画の策定を進めていく。 ・ コンプライアンス委員会の構成員は5名で、そのうち女性は2名配置している。	・ コンプライアンス委員会 名簿 ・ コンプライアンス委員会 議事録
21	〔原則4〕 コンプライア ンス委員会を設置すべき である。	(2) コンプライアンス委員会の構 成員に弁護士、公認会計士、学識経 験者等の有識者を配置すること	・ コンプライアンス委員会の構成員に、弁護士および有識者を配置し、1名の弁護士を配置しており、業務において常に相談できる体制を整えている。	・ コンプライアンス委員会 名簿
22	〔原則5〕 コンプライア ンス強化のための教育を 実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライア ンス教育を実施すること	・ 役職員はそれぞれコンプライアンス研修を年に1回以上受講している。	
23	〔原則5〕 コンプライア ンス強化のための教育を 実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプ ライアンス教育を実施すること	・ WADAに加盟する国際団体IESF（International Esports Federation）が主催をする国際大会に参加する日本代表選手に対し、アンチ・ドーピング研修とあわせコンプライアンス教育を実施している。 ・ ライセンス選手に加え、希望する選手およびチームに対し、無料で受講できるコンプライアンス研修会を年1回以上実施している。	・ 選手向けコンプライアン ス研修会 開催要項
24	〔原則5〕 コンプライア ンス強化のための教育を 実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアン ス教育を実施すること	・ 統一的な審判員に関する規程化と合わせ、コンプライアンス教育について議論をしていく。 ・ アジア競技大会等国際大会の実施や役員の派遣をもってeスポーツ競技における審判員の在り方を議論していく。	

(様式5)スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
25	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	・ 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築している。 ・ 法律相談および法務対応について、外部の弁護士事務所と顧問契約を締結し、業務において常に相談できる体制を整えている。 ・ 財務会計においては税理士事務所と顧問契約を締結し、定期的な財務・税務等の監査・助言を受けるとともに、業務において常に相談できる体制を整えている。	・ 顧問契約一覧
26	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	・ 税理士事務所の助言を得て、経理処理に関する規程を整備し、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。 ・ 一般社団法人法に適性のある監事を設置している。 ・ 各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査に加え、具体的な業務運営の妥当性に関する監査も可能な限り積極的に実施し、組織の適正性に係る監査報告書を作成している。	定款、経理規程、監事名簿、倫理規定
27	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	・ 助成元が定める要項等の定めに基づき、適切に対処している。 ・ 経理規程に基づき、手続きや科目など適切な経理処理を行っている。	スポーツ振興くじ助成金交付決定通知書、倫理規定
28	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	・ 法令に基づき官報による開示を行っている。	収支決算書
29	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	・ JOC派遣大会について、選手選考基準を含む選考に関する情報を開示している。	・ 第19回アジア競技大会代表選手選考基準
30	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	スポーツ庁ガバナンスコードの遵守状況自己説明を開示している。	一般社団法人日本eスポーツ連合 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

(様式5)スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	・ 定款および倫理規程に基づき、利益相反事項は理事会において慎重な審議を行い、当事者を除く決議をしている。 ・ 利益相反ポリシーに基づき利益相反を適切に管理している。	定款、倫理規定、利益相反ポリシー
32	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	・ 利益相反を適切に管理するため利益相反ポリシーを作成している。	利益相反ポリシー
33	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	・ 対象となるアスリート区分を整備する必要があることが理事会確認され、アスリートの登録制度を検討するものとし議論した。	
34	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	・ 対象となるアスリート区分を整備する必要があることが理事会確認され、アスリートの登録制度を検討するものとし議論した。	
35	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に	・ 禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続きを処分規程に定めている。	・ 処分規程 ・ コンプライアンス委員会
36	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	・ 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有することとしている。	・ 処分規程
37	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁	・ 懲罰や紛争について、処分規程に公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めている。	・ 処分規程
38	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	・ 2025年4月からスポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知するよう議論と準備を進める。 ・ アジア競技大会の強化活動を始動するにあたり、対象者に通知している。	
39	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	・ 有事における対応についてはコンプライアンス委員会および顧問弁護士事務所と緊密に連携をとることで対応している。 ・ 対象範囲、区分を見直すよう理事会における審議を受け、今後協議する。	・ コンプライアンス委員会 名簿

(様式5)スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
40	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	・過去4年間に不祥事は発生していない。	
41	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	・過去4年間に外部調査委員会を設置していない。	
42	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	・地方支部規約により地方組織等との間の権限関係を明確にしている。 ・地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を、月1回の定例ミーティング、年複数回の活動報告会と懇談会、および必要に応じて個別面談と合わせて実施している。	・地方支部規約 ・活動報告会 開催概要 ・地方支部定例ミーティング議事録
43	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	・地方組織等の運営者に対して、月1回の定例ミーティング、年複数回の活動報告会と懇談会、および必要に応じて個別面談等による支援を行っている。	・活動報告会 開催概要 ・地方支部定例ミーティング 開催概要 ・地方支部定例ミーティング 議事録